

## 一般照明用の高圧水銀ランプの製造等の 規制措置の周知について（情報提供）

国土交通省より、環境省及び経済産業省が発出した事務連絡について情報提供がありましたので、お知らせいたします。

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」では水銀等を使用する製品の一部を「特定水銀使用製品」として定めており、その製造及び部品としての他の製品製造への使用は、令和2年12月31日から原則禁止となります。

一般照明用の高圧水銀ランプについても、特定水銀使用製品に該当し、将来的に交換用のランプの入手が困難になることが想定されますことから、LED照明等への計画的な切替えについてご検討頂くようお願いいたします。

事務連絡  
令和2年7月31日

各府省庁 関係課（室）長 殿

環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課水銀対策推進室長  
経済産業省製造産業局化学物質管理課長

一般照明用の高圧水銀ランプの製造等の規制措置の周知について（依頼）

環境保全及び化学物質対策については、平素より、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の周知について（依頼）（平成29年5月22日事務連絡）にて周知いたしましたとおり、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）」では、水銀等を使用する製品の一部を「特定水銀使用製品」として定めており、その製造及び部品としての他の製品製造への使用は、令和2年12月31日から原則禁止となります（一部の特定水銀使用製品については、平成30年1月1日から既に規制が開始されています）。

一般照明用の高圧水銀ランプについても、特定水銀使用製品として令和2年12月31日より製造等が禁止となります。一般照明用の高圧水銀ランプを引き続き使用いただくことは可能ですが、交換のための高圧水銀ランプは将来的には入手できなくなりますので、LED照明等への計画的な切替え等を検討いただくことが推奨されます。また、高圧水銀ランプを廃棄する際には廃棄物処理法に沿って適正に処理していただく必要があります。

つきましては、体育館や公園等で広く用いられている一般照明用の高圧水銀ランプの規制措置について正しく理解していただくため、関係機関・関係業界団体等に対して、本規制措置を広く周知いただくようお願いいたします。

**2020年12月31日から  
一般照明用の高圧水銀ランプの製造、輸出及び輸入の禁止措置が始まります！**



2017年8月に「水銀に関する水俣条約」が発効し、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が施行されました。一部の特定水銀使用製品については、その製造、輸出及び輸入を禁止する措置が2018年1月1日から始まっています。2020年12月31日から開始される規制により、一般照明用の高圧水銀ランプの製造及び輸出入は、その水銀含有量にかかわらず原則禁止※となります。

※ 2021年以降も、一般照明用のHIDランプのうちメタルハライドランプ、高圧ナトリウムランプ、バラストレス水銀ランプの製造・輸出入は可能です。なお、この規制は一般照明用の高圧水銀ランプの使用、修理・交換及び販売を禁止するものではありません。

■ 一般照明用の高圧水銀ランプの使用場所

高圧水銀ランプは、公園、商店街、道路などの屋外や、スポーツ施設、体育館、工場などの高照度が必要な場所で使用されています。



公園の照明



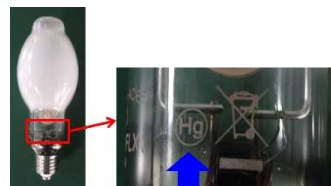
スポーツ施設の照明



体育館の照明

■ 高圧水銀ランプの見分け方

製品本体、パッケージ及び取扱説明書に、水銀を使用している旨が表示されている場合があります。製品本体などに表示がない場合も、製品のウェブページやカタログ等で御確認が可能です。



■ 代替製品への切り替え

一般照明用の高圧水銀ランプの代替製品としては、メタルハライドランプ、高圧ナトリウムランプ及びLED照明などがあります。代替製品の使用に際しては、ランプに合わせた照明器具への交換も必要となるため、計画的な切替えをおすすめします。

■ 高圧水銀ランプの適正処分

高圧水銀ランプの廃棄の際は、廃棄物処理法に沿って適正に処理してください。収集・運搬業者、処分業者については、産廃情報ネットの「さんぱいくん」(処理業者検索サイト)や「優良さんぱいナビ」(優良認定業者検索サイト)などを御活用いただけます (<http://www.sanpainet.or.jp/>)。

御不明な点があれば、各地方自治体の産業廃棄物担当課へお問い合わせください。

本文書に関するお問い合わせ先

環境省 環境保健部 水銀対策推進室  
経済産業省 製造産業局 化学物質管理課

TEL : 03-5521-8260  
TEL : 03-3501-0080

**緊急!**

# 水銀ランプを

## お使いの皆様へ

※水俣条約の担保法の規定により、国内では  
2020年12月31日に規制が開始されます。

一般照明用の高圧水銀ランプについては

# 2021年以降製造、輸出 又は輸入が禁止になります。

※メタルハライドランプ、高圧ナトリウムランプは、2021年以降でも製造・輸出入できます。

(一社)日本照明工業会の主な会員メーカーも水銀ランプの生産を終了します。

三菱電機照明・  
日立グローバルライフソリューションズ・  
GSユアサ など

2019年以前に既に生産終了

東芝ライテック など

2020年3月までに  
生産終了予定

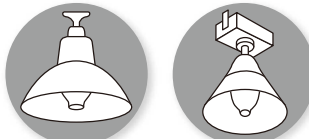
パナソニック・岩崎電気・  
ホタルクス など

2020年6月までに  
生産終了あるいは受注終了予定

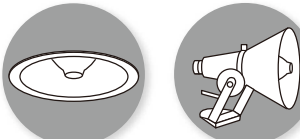
## LED照明器具への取替えをおすすめします。

こんなタイプの照明器具に使われています。

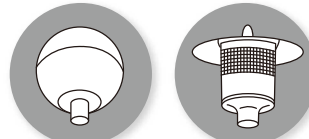
工場・倉庫



高天井・駐車場



屋外



水銀に関する  
水俣条約とは

水銀の一次採掘から貿易、水銀添加製品や製造工程での水銀利用、大気への排出や水・土壌への放出、水銀廃棄物に至るまで、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定める条約です。2013年10月に開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」で採択され、日本も2016年に条約を締結しました。これにより一般照明用の高圧水銀ランプについては、水銀含有量に関係なく、製造、輸出又は輸入が禁止されます。 ※メタルハライドランプや高圧ナトリウムランプ、また一般照明用途以外の高圧水銀ランプなどは含みません。



経済産業省  
Ministry of Economy, Trade and Industry (後援)



環境省  
Ministry of the Environment (後援)

JLMA 一般社団法人 日本照明工業会  
Japan Lighting Manufacturers Association

東京都台東区台東4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル8F 電話:(03)6803-0501(代) FAX:(03)6803-0064

JLMAP2017  
2019年8月発行

# 選ばれています! メリット いろいろ LED照明器具

スイッチオンで  
すぐにパツ!

こまめに消せて省エネ!

長寿命で  
メンテナンス経費を  
大幅削減!

なんと6万時間も!

演色性が  
高い!

色がわかりやすい!

調光機能で  
さらに省エネ!

必要な場所だけ明るく!

※4万時間の製品もあります。

## 省エネだから電気代を削減できます!

### 水銀ランプ搭載照明器具

工場倉庫に



高天井照明器具+400W形水銀ランプ



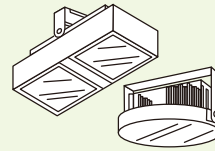
消費電力  
415W×35台  
=14.5kW  
年間電気料金  
約**1,176,500円**

約**70%**  
省エネ  
約**83万円**  
削減

【計算条件】年間点灯時間:3,000時間 電力料金目安単価27円/kWh(税込) [平成26年4月改訂] 【設計条件】広さ:32m×20m、高さ:8m、反射率:天井30%、壁30%、床:10%、入力電圧:200V 【設計照度】500lx

### LED照明器具

LED高天井用照明器具

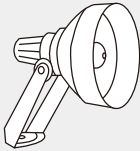


消費電力  
123W×35台  
=4.3kW  
年間電気料金  
約**348,700円**

高天井・  
駐車場に



HIDランプ用投光器+400W形水銀ランプ

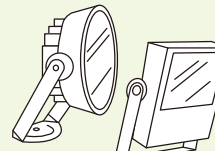


消費電力  
415W×6台  
=2,490W  
年間電気料金  
約**201,700円**

約**77%**  
省エネ  
約**15万円**  
削減

【計算条件】年間点灯時間:3,000時間 電力料金目安単価27円/kWh(税込) [平成26年4月改訂]

LED投光器



消費電力  
97W×6台  
=582W  
年間電気料金  
約**47,100円**

屋外に



水銀ランプ街路灯+250W形水銀ランプ

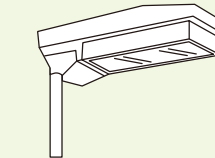


消費電力  
260W×1台  
=260W  
年間電気料金  
約**21,100円**

約**82%**  
省エネ  
約**17,000円**  
削減

【計算条件】年間点灯時間:3,000時間 電力料金目安単価27円/kWh(税込) [平成26年4月改訂]

LED街路灯



消費電力  
47W×1台  
=47W  
年間電気料金  
約**3,800円**

10年  
たったら  
黄信号!

15年  
たったら  
赤信号!

外観だけでは判断できない器具の劣化が進んでいます。



安心と安全のため**照明器具には寿命**があります!

「ランプを交換すれば、照明器具はずっと使える」と考えるのは間違いです。

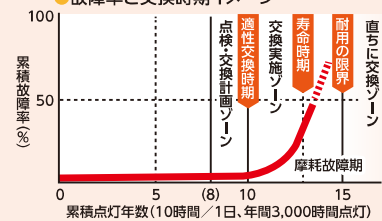
ランプ以外の照明器具の部品も、使用年数に伴い劣化します。

一般に、使用年数が15年を過ぎると、故障率が増えて、続けて使用するには危険が伴うのでただちに交換することを推奨します。(右図参照)

安全のため、**お使いの照明器具の適正交換時期を考慮いただき、ランプのみの交換ではなく**

**照明器具のお取り替え**をご検討くださるようお願いいたします。

●故障率と交換時期イメージ



JIS C8015(2017)「照明器具 第1部:安全性要求事項通則解説」解説図9に基づきJLMA作成



一般社団法人 日本照明工業会  
Japan Lighting Manufacturers Association